



- 二 弁護士職務従事職員が国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第七十八条第二号又は第三号に該当することとなった場合
- 三 弁護士職務従事職員が国家公務員法第七十九条各号のいずれかに該当することとなった場合又は水難、火災その他の災害により生死不明若しくは所在不明となった場合
- 四 弁護士職務従事職員が国家公務員法第八十二条第一項各号（法第六条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなった場合
- 五 弁護士職務従事職員が弁護士法第五十六条又は第六十条の規定により戒告、業務の停止、退会命令又は除名の処分を受けた場合
- 六 次に掲げる者が、その業務に係る刑事事件に関し起訴され、又は弁護士法第五十六条若しくは第六十条の規定（弁護士・外国法事務弁護士共同法人である場合にあつては外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九十二条又は第九十四条の規定、弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員たる外国法事務弁護士若しくは社員たる外国法事務弁護士であつた者又は外国法事務弁護士にあつては同法第八十三条の規定）により業務の停止、退会命令若しくは除名の処分を受けた場合。ただし、当該刑事事件又は業務の停止、退会命令若しくは除名の処分が受入先弁護士法人等である弁護士法人の社員たる弁護士若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員たる弁護士若しくは外国法事務弁護士でなくなった後にした行為又は受入先弁護士法人等である弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人若しくはその社員たる弁護士若しくは社員たる弁護士であつた者、弁護士・外国法事務弁護士共同法人若しくはその社員たる弁護士若しくは外国法事務弁護士若しくは社員たる弁護士若しくは外国法事務弁護士であつた者又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は弁護士若しくは外国法事務弁護士等若しくは共同事業弁護士等若しくは共同事業弁護士等であつた者又は外国法共同事業外国法事務弁護士等若しくは外国法共同事業外国法事務弁護士等であつた者
- 七 弁護士職務従事職員の保有する官職  
（弁護士職務従事職員の保有する官職）

**第五条** 弁護士職務従事職員は、弁護士職務経験を開始した時に占めていた官職を保有するものとする。ただし、当該弁護士職務経験を開始した後に異動した場合には、その異動した官職を保有するものとする。

2 前項の規定は、当該官職を他の職員をもって補充することを妨げるものではない。

（弁護士職務経験に係る人事異動通知書の交付）

**第六条** 法務大臣は、次に掲げる場合には、弁護士職務従事職員に対して、人事院規則八―一二（職員の任免）第八十条第一項の規定による人事異動通知書を交付しなければならない。

- 一 弁護士職務経験を開始した場合
- 二 弁護士職務従事職員の弁護士職務従事期間を延長した場合
- 三 弁護士職務従事期間の満了により弁護士職務経験が終了した場合
- 四 弁護士職務経験を終了させた場合

附則

この省令は、法附則第一項本文に基づいて政令で定める日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、法附則第二項第二号に基づいて政令で定める日から施行する。

附則（令和四年一〇月二七日法務省令第四〇号）

この省令は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。